

【 予算・決算審査の見直し 】

○目的

運営上の不適切な部分の改善

- ・ 議案一体の原則に合致しない一般会計の分割付託
- ・ 恒常的な審査になじまない特別委員会のあり方
- ・ 議案全体を把握しての審査ができなくなる審査日ごとの委員交代

○見直しの視点

議会の議決権を最大限に発揮できる委員会審査方法を目指す。

- ・ 平成19年の「函館市議会改革報告書」において確認した本来のあり方に近づける。

■ 委員会審査のあり方

【 委員会の責務 】

- ・ 全議員での審査は非効率的であるため、本会議を縮小した形をとる。
- ・ 委員個人ではなく、合議体である委員会として、専門的立場から集中的に詳細かつ効率的な審査を行う。
- ・ 議員同士が議論することで、議案審査の過程、論点や課題、委員会の意思、議決に至った理由等を明確にし、市民への説明責任を果たす。
- ・ 場合によっては修正を加え、よりよい政策を決定する。
- ・ 合意形成には、互譲・妥協が必要である。

【 審査・議員間討議 】

- ・ 説明員に議案の修正、反対について質しても対応できないことから、委員会の議案提案権・修正権・議決権などで対応する。そのために、議員間討議が可能な定数が望ましい。
- ・ 課題・論点の整理を行い、委員会としてどう扱うか、どう判断するのかを協議し、委員会としての方向性（修正等を含む）を決める。

論点整理、審査をする上で必要であれば、

○議案の詳細な提案説明を受ける。

○議案の疑義を解消するための質疑を行う。

- ・ 質疑は、審査する上で、疑義を解明し、委員全員が共通の理解を持つことを狙いとしている。
- ・ 質疑は議案の疑義を解明するもので、議員個人が行う一般質問の代替ではない。
- ・ 説明員に確認すべき疑義がなければ、質疑は必要ない。

【 論点整理 】

- ・ 議員間で討議すべき課題・論点や、詳細な提案説明を要する議案、説明員に確認する必要のある疑問点を委員会として整理する。

【 各会派における議案精査 】

運営方法	【パターン①】 全議員による予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)	
構成	議長を除く全議員	
分科会	① 3常任委員会を分科会として活用する。 ② 3常任委員会とは別に複数の分科会を設置する。(款ごと分科会など)	
付託議案	一般会計(当初予算、補正予算、決算)のみ付託 又は 予算、決算議案のみ付託	請願、意見書を除く全議案を付託
優れている点	(①の場合) ・審査に当たって、常任委員会で培った専門性を発揮できる。	—
	(②の場合) ・3常任委員会と分科会の連続した開催が可能である。	
問題点	(①、②共通) ・委員会は、全議員で議案等を審査することが非効率的であることから設置されるものであり、全議員で委員会を構成し審査することは、結果的に本会議で審議することと大差がなく、非効率的である。 ・分科会の委員は付託議案の全体を把握して審査できない。 ・3常任委員会と同時開催できないことから、審査日程が長くなる。 ・実態としては分割付託をしていることにもかわりなく、分科会の設置や分科会から委員会への報告、さらには全議員で構成する委員会から本会議への報告など、形式上の手続が増える。 ・形式的な手続が増える分、審査が長引き、効率性に欠ける。 ・全議員が出席する委員会での議員間討議は、困難である。 ・分科会は修正案を提出できない。 ・分科会の結果を、全員が出席する委員会でまとめることが困難である。 ・予算決算に関連する所管事務調査を行う際、予算決算常任委員会と3常任委員会の所管分けが困難である。	
	(②の場合) ・常任委員会とは別の分科会に所属するとなると、個々の委員の調査範囲が拡大し、専門性が損なわれるおそれがある。	
	(①、②共通) ・予算と関連議案を分けて審査することの是非。	—
その他	(①、②共通) ・決算審査時の監査委員の出席の扱い。	
	(①、②共通) ・当初予算と補正予算審査が同じ運営方法でよいのか。	(①、②共通) ・3常任委員会での審査が請願のみになり、所管事務調査が中心の委員会運営となる。

※ 付託議案を「予算及び関連議案」とすることは、委員会条例において関連の範囲を明確に規定することが困難であることから、手法として掲載していない。

運営方法	【パターン②】 分科会を必要としない人数による予算決算常任委員会を設置	
構成	議員間討議に適した定数(10人以下)を設定	
分科会	/	
付託議案	一般会計(当初予算、補正予算、決算)のみ付託 又は 予算、決算議案のみ付託	請願、意見書を除く全議案を付託
優れている点	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の議員で構成することで、一貫した専門的・効率的な審査が可能となり、委員会を設置する目的に合致する。 ・議案全体を把握して審査ができる。 ・委員同士による論点整理や、議員間討議を行うなど、委員会審査の本来のあり方に近づけることができる。 ・3常任委員会それぞれから委員が加わることで、各委員会の専門性を生かすことができる。 	
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・3常任委員会と同時開催できないことから、審査日程が長くなる。 ・予算決算に関連する所管事務調査を行う際、予算決算常任委員会と3常任委員会の所管分けが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの常任委員会が全ての議案を審査することの是非。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・会派按分など、委員会の構成、選任をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3常任委員会での審査が請願のみになり、所管事務調査が中心の委員会運営となる。

運営方法	【パターン③、④】 総務常任委員会へ 一般会計(当初予算、補正予算、決算)を付託	【パターン⑤】 本会議で即決
構成	総務常任委員会 (必要に応じて連合審査会を活用)	全議員
分科会		
付託議案	一般会計(当初予算、補正予算、決算)を総務常任委員会に付託し、一般会計以外の議案は所管の各常任委員会に付託する	
優れている点	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の委員会構成を変える必要がない。 ・一定の議員で構成することで、一貫した専門的・効率的な審査が可能となり、委員会を設置する目的に合致する。 ・議案全体を把握して審査ができる。 ・委員同士による論点整理や、議員間討議を行うなど、委員会審査の本来のあり方に近づけることができる。 	—
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算が付託される際には、総務常任委員会で審査する議案の量が増える。 ・連合審査に加わる委員会は修正権、議決権もなく、権限は限定的である。 ・3常任委員会で連合審査会を開催した場合は、全議員で審議することとなり、非効率的である。 ・審査の日数等が連合審査会開催の有無によって左右される。 ・予算決算に関連する所管事務調査を行う際、総務常任委員会と他の2常任委員会の所管分けが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員で議案等を審査することは、非効率的である。 ・全議員が出席している状況での議員間討議は、困難である。
その他	—	—

(考察)

- ・ 運営上の3つの課題を改善するため、特別委員会を設置せず常任委員会のみで運営する5パターンについて検討したが、形式的手続きが増え非効率となるもの、実態が現状と変わらないもの、各常任委員会の所管がアンバランスとなるものなど、委員会の機能発揮という視点からするといずれのパターンも新たな問題が生じる。
- ・ 制度上の問題が解消されても、委員会機能が十分発揮できなければ見直しの意味をなさない。
- ・ 分割付託の解消は必須だが、制度面と委員会機能の2つをより高い次元でバランスさせるためには、法、条例、規則に反しない範囲で5パターンと特別委員会を組み合わせるなど、今後さらに精査する必要がある。